

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

県立学校

学校以外の教育機関

教育委員会事務局

奈良県教職員住宅管理規程（昭和四十四年五月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号

）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

別表奈良中山町教職員住宅の項を削る。